

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎高知県公印規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○県統計調査の実施 (統計課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (5件) (治山林道課)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	5
○道路の区域変更 (道路課)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	6
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	6
その他	
○地方公務員等共済組合法による平成26年度決算の要旨 (市町村振興課)	7
正 誤	
○正誤 (平27・6・19付け 告示)	8

訓 令

高知県訓令第8号

本 庁
各出先機関

高知県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県公印規程の一部を改正する訓令
高知県公印規程 (昭和41年9月高知県訓令第50号) の一部を次

のように改正する。
別表県印の項中

「長20 短5 てん 書」	を	「長20 短5 ”	に改め、同表出先機関
------------------------	---	-----------------	------------

長印の項中

「高知県○ ○出先 機関長印」	方17	”	必要とする出先機関の長	納税通知書、督促状等の刷り込み用
-----------------------	-----	---	-------------	------------------

を

「高知県○ ○出先 機関長印」	方17	”	必要とする出先機関の長	納税通知書、督促状等の刷り込み用
「高知県 県税事務 所長印」	”	”	総務部税務課長	県税に係る納税通知書、督促状等の刷り込み用
「高知県 県税事務 所長印」	方12	”	”	”

に改め、同表専用出先機関長印の項中

「 ”	福祉、税務、商工、農	必要とする出先機関の長	福祉、税務、商工、農
-----	------------	-------------	------------

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

「産、土木 関係事務 等」	を	「産、土木 関係事務 等」	に改
---------------------	---	---------------------	----

め、

「県 税 事務所長印 専 用」	方12	”	”	電子計算機により処理する納税通知書、督促状等
-----------------------	-----	---	---	------------------------

を削る。

附 則

この訓令は、平成27年7月24日から施行する。

告 示

高知県告示第437号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年7月23日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

芸西加入区

高知県告示第438号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成23年7月高知県告示第485号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年7月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成27年7月23日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

芸西加入区

高知県告示第439号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成27年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
高知県ひとり親家庭実態調査

2 調査の目的
本県のひとり親家庭に対してアンケート調査を行い、ひとり親家庭の実態を把握し、施策を推進していく上での基礎資料とするとともに、「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定のための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
(1) 地域
県内全域
(2) 単位
世帯
(3) 属性
母子世帯及び父子世帯

4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 報告する者の属性について
イ 経済状況について
ウ 住居の状況について
エ 就業状況について
オ 健康状態及び医療の状況について
カ 子どもの養育・教育状況について
キ 制度の利用状況について
(2) その基準となる期日
平成27年8月1日

5 報告を求める者
(1) 数
ア 母子世帯 3,000世帯
イ 父子世帯 2,200世帯(概数)
(2) 選定方法
ア 母子世帯
県から調査対象世帯数を市町村に提示し、市町村が、住民基本台帳の情報を用いて、平成27年6月1日現在で居住する母子世帯の中から無作為抽出する。
イ 父子世帯
市町村が、住民基本台帳の情報を用いて、平成27年6月1日現在で居住する父子世帯の全てを選定する。

6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
(2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間
平成27年8月中旬から同年9月中旬まで

高知県告示第440号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。
平成27年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11243970112 繁舩(全和褐213) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	室戸市 山下 皓平
11339683513 彦星(全和褐230) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	室戸市 山下 皓平	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第441号

平成27年3月農林水産省告示第522号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成27年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号
イ 氏名
米沢 善脩
(2)ア 登記簿記載の住所
室戸市元235番屋敷
イ 氏名
松崎 兼
(3)ア 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
小尻 源吾
(4)ア 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名

- 尾原 庄吾
(5)ア 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
浜口 寅太郎
(6)ア 登記簿記載の住所
長岡郡東豊永村西川1018番地
イ 氏名
山中 衛敏
(7)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊村西川1052番地
イ 氏名
山中 龍男
(8)ア 登記簿記載の住所
東京都足立区西伊興三丁目14番23号
イ 氏名
西村 公記
(9)ア 登記簿記載の住所
大阪市此花区西島町九丁目1番地
イ 氏名
町田 繁郷
(10)ア 登記簿記載の住所
吾川郡三瀬村勝賀瀬
イ 氏名
弘田 亀吾
(11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡三瀬村勝賀瀬
イ 氏名
弘田 浦次
(12)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町勝賀瀬1862番地
イ 氏名
弘田 敬子
(13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町3388番地
イ 氏名
弘田 克己
(14)ア 登記簿記載の住所
兵庫県尼崎市次屋一丁目3番40号
イ 氏名
下元 重信
(15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町土居甲1044番地8
イ 氏名
小林 照

(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1044番8 イ 氏名 小林 由希	高知市塩屋崎町二丁目9番10号 イ 氏名 森岡 正男	イ 氏名 今城 梨恵子
(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1044番8 イ 氏名 小林 史身	(28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町中大平254番地 イ 氏名 古味 日吉	(39)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町戸内841番地8 イ 氏名 堀川 小矢香
(18)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町三丁目20番6号 イ 氏名 西森 広蔵	(29)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市中野町28番16-205号 イ 氏名 古味 由子	(40)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁1670番地71 イ 氏名 森 健一
(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野299番地 イ 氏名 大久保 聡子	(30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1738番地6 イ 氏名 山内 伸二	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年5月農林水産省告示第726号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(20)ア 登記簿記載の住所 広島市南区宇品海岸一丁目12番32-301号 イ 氏名 安部 潤子	(31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡440番地2 イ 氏名 掛水 広清	高知県告示第442号 平成27年2月農林水産省告示第379号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年7月24日 高知県知事 尾崎 正直
(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町西組854番地 イ 氏名 日浦 節夫	(32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町加茂1513番地 イ 氏名 掛水 花美	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市中村町151番地1 イ 氏名 楮佐古 友一
(22)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村朝谷121番地 イ 氏名 藤野 日出男	(33)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡561番地 イ 氏名 掛水 峯子	(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村中津尾59番地 イ 氏名 小松 靖
(23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町東組351番地 イ 氏名 日浦 岩雄	(34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町甲154番地1 イ 氏名 掛水 峯子	(3)ア 登記簿記載の住所 須崎市多ノ郷甲1139番地60 イ 氏名 山中 修三
(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村大尾117番地 イ 氏名 高橋 正明	(35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡3057番地 イ 氏名 佃 健幸	(4)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市池田南町9番24号 イ 氏名 白石 和夫
(25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村枝川 イ 氏名 岩崎 常七	(36)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡3049番地 イ 氏名 佃 利見	(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樽原村樽原丙4391番地
(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲4579番地 イ 氏名 村岡 一男	(37)ア 登記簿記載の住所 中村市大橋通六丁目4番25号 イ 氏名 今城 守	
(27)ア 登記簿記載の住所	(38)ア 登記簿記載の住所 中村市大橋通六丁目4番25号	

<p>イ 氏名 西村 孟 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡禰原村禰原丙1426番地</p> <p>イ 氏名 河野 豊寿 (7)ア 登記簿記載の住所 高知市竹島町62番地3</p> <p>イ 氏名 井上 雄介 (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町北浦564番地</p> <p>イ 氏名 中内 栄喜 (9)ア 登記簿記載の住所 広島市南区宇品海岸一丁目12番32-301号</p> <p>イ 氏名 安部 潤子 (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村桜814番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 信夫 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村鹿森537番地</p> <p>イ 氏名 小崎 秋利 (12)ア 登記簿記載の住所 高知市唐人町3番8号東武ハイライン503号</p> <p>イ 氏名 川村 喜美 (13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2048番地</p> <p>イ 氏名 曾我 袈裟之</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年5月農林水産省告示第720号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第443号 平成27年2月農林水産省告示第378号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森</p>	<p>林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び東洋町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年7月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市上町三丁目3番9号 イ 氏名 浜田 慎一 (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町字ナバエ谷ヨリ西6820番地96 イ 氏名 室戸生コンクリート企業組合 (3)ア 登記簿記載の住所 高知市南万々38番地4 イ 氏名 西内 由衛 (4)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村安丸2077番地 イ 氏名 田中 豊治 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市秦南町二丁目29番16号 イ 氏名 山本 富照 (6)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市次屋三丁目7番20号 イ 氏名 堀内 三平 (7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙169番地2 イ 氏名 山本 嘉一 (8)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市高柳二丁目29番5号 イ 氏名 原田 浅子 (9)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市高須町二丁目1番28-514号 イ 氏名 長谷川 英明 (10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡野根町別役9番屋敷 イ 氏名</p>	<p>生田 頼吾 (11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙479番地 イ 氏名 中山 香 (12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙525番地 イ 氏名 中西 為喜 (13)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市香里ヶ丘一二丁目26番1号 イ 氏名 植田 正明 (14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丙2266番地 イ 氏名 東野 米晴 (15)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市東光町三丁目24番地5 イ 氏名 谷 晋治 (16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丙1938番地 イ 氏名 松村 純 (17)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市西冠二丁目13番7号 イ 氏名 原田 浅子 (18)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市石原町32番29号 イ 氏名 畠中 滋代 (19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丁30番地 イ 氏名 生田 頼吾 (20)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町二丁目94番地 イ 氏名 榎本 香 (21)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市梶町四丁目32番地 イ 氏名 中西 為喜</p>
---	---	---

(22)ア 登記簿記載の住所
大阪府寝屋川市音羽町166番地23
イ 氏名
東野 米晴

(23)ア 登記簿記載の住所
大阪府守口市大久保一丁目85番地4
イ 氏名
谷 晋治

(24)ア 登記簿記載の住所
東京都新宿区西新宿三丁目12番12号
イ 氏名
松村 純

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年5月農林水産省告示第725号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第444号
平成27年3月農林水産省告示第466号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成27年7月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
東京都大田区東馬込一丁目6番16号
イ 氏名
嶋田 千香代

(2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡津大村奥屋内55番屋敷
イ 氏名
秋元 友次

(3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡津大村奥屋内21番屋敷
イ 氏名
酒井 直吉

(4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡津大村奥屋内25番屋敷
イ 氏名
酒井 強一

(5)ア 登記簿記載の住所
幡多郡津大村奥屋内414番地
イ 氏名
秋元 千代松

(6)ア 登記簿記載の住所
吾川郡横畠村横畠
イ 氏名
藤原 菊吾

(7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡越知町横畠南3748番地
イ 氏名
藤原 正忠

(8)ア 登記簿記載の住所
大阪府門真市幸福町14番6号
イ 氏名
大原 直次郎

(9)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村橋242番地
イ 氏名
稲田 篤

(10)ア 登記簿記載の住所
北海道千歳市祝海2038番地104
イ 氏名
今城 喜久美

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年6月農林水産省告示第1011号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第445号
平成27年2月農林水産省告示第377号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成27年7月24日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
中村市弥生町45番地2
イ 氏名
宮崎 宣好

(2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町甲838番地森下アパート2号
イ 氏名
中越 和生

(3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島900番地
イ 氏名
間 吉夫

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年11月農林水産省告示第1653号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第446号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所へ備え置いて縦覧に供する。
平成27年7月24日
高知県知事 尾崎 正直

安芸市不動
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	安芸市下山宇白馬	1594-1
2	〃 〃 宇唐谷	2138
3	〃 〃 宇谷脇	2129
4	〃 〃 宇瀧ノ下夕	1554-4

(2) 区域
標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第447号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁淀東津野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町船戸字崩谷3980番1から 高岡郡津野町船戸字崩谷1858番まで	前	4.6)	89
	後	14.2)	89
		36.4	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年7月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年7月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人		
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地
平成27 年7月 8日	特定非 営利活 動法人 BRIDGE	菅沼 成 文	南国市 岡豊町 小 蓮 185番 地1高 知大学 医学部 環境医

学教室 内	療活動の支援、学術調査、広報活動を行うことにより、それぞれの国における自然環境の保全と自立可能な経済発展に寄与することを目的とする。
----------	--

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知県十市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成27年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	山本 雅司	南国市十市4358
(就任)		
理事	浜口 憲明	南国市十市4378

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成26年度の決算の要旨を公告する。
平成27年7月24日

損益計算書の要旨
高知県市町村職員共済組合理事長 板原 啓文
(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	3,366,809	8,930,349		111,436	128,116				
特定健康診査等収入					25,852				
掛金	3,257,211	4,970,922			124,684				
施設収入・商品売上						174,277			9,369
基礎年金交付金									
利息及び配当金			38,201	100	138		840,286		
その他の収入	515,229			44,261	8,587	45,375	814	47,927	7,129
他経理から繰入				20,666					
前年度支払準備金	473,837								
前年度繰越長期給付積立金									
計	7,613,086	13,901,271	38,201	176,463	287,377	220,100	841,100	47,927	16,498
給付	3,012,586								
役員員給与				80,671	40,820	4,493	38,294	6,319	
旅費・事務費				11,774	3,148	1,304	3,633	1,736	739
商品仕入						4,380			8,608
飲食材料費						24,367			
委託費・委託管理費				1,524	2,524	81,486	4,045	20	412
支払利息						1,300	744,280	38,189	923
連合会払込金	78,245							2,084	
前期高齢者納付金	1,661,372								
後期高齢者支援金	1,113,734								
病床転換支援金									
老人保健拠出金	33								
退職者給付拠出金	226,747								
基礎年金拠出金負担金									
他経理へ繰入	20,666								
その他の支出	748,192	13,901,271	38,201	90,441	235,810	129,089	23,510	5,496	7,393
次年度支払準備金	459,089								
次年度繰越長期給付積立金									
計	7,320,664	13,901,271	38,201	184,410	282,302	246,419	813,762	53,844	18,075
差引当期利益金又は当期損失金(△)	292,422	0	0	△7,947	5,075	△26,319	27,338	△5,917	△1,577

貸借対照表の要旨

流動資産	653,445	801,250	13,133	284,243	365,129	190,812	12,018,035	160,323	156,109
固定資産			1,455,000	16,480	1,486	1,150,384	50,611,498	1,645,082	
繰延資産							1,380		
資産合計	653,445	801,250	1,468,133	300,723	366,615	1,341,196	62,630,913	1,805,405	156,109
流動負債	8,470	801,250		6,491	27,888	16,773	58,614,585	215	1,484
固定負債	459,089		1,468,133	121,914	48,170	149,799	51,543	1,579,393	105,200
負債合計	467,559	801,250	1,468,133	128,405	76,058	166,572	58,666,128	1,579,608	106,684
資本剰余金					647	150,000			
積立金									
利益剰余金又は欠損金	185,886			171,671	290,557	1,024,624	3,964,785	225,797	49,425
資本合計	185,886	0	0	172,318	290,557	1,174,624	3,964,785	225,797	49,425
負債・資本合計	653,445	801,250	1,468,133	300,723	366,615	1,341,196	62,630,913	1,805,405	156,109

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・6・19	9746	○告示	7	右 (28)	高知県中央西土木事務所	高知県須崎土木事務所